

～生活保護に関するお困りの方へ～

弁護士会の
全国一斉

相談料
無料

生活保護 ホットライン

生活に困っている方は生活保護に関するご相談をしてみませんか。

弁護士がご相談お受けします。お気軽にお電話ください。

- ・ 生活保護を受けるにはどうしたらいいですか
- ・ 物価高で、今の保護費では生活できない
- ・ 申請書がもらえない
- ・ 次の理由で申請を受け付けてもらえない

住所不定（ホームレス）だから、所持金があるから、借金があるから、
家賃が高すぎるから、持ち家や自動車があるから、自営業をしているから、

65歳までは働けるから、別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる等

- ・ 役所（福祉事務所）から「保護費を返してください」「辞退届を書いてください」と言われた
- ・ 保護費を“天引き”されている



ひんこんは な く す

0120-158-794

2025年11月26日(水)
10時～20時

※ 14時～16時は長崎県弁護士会の弁護士が対応、他の時間帯は近隣の弁護士会に繋がります。